

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年3月15日 午後 0時56分 開 議

出席委員

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 櫻井繁行 |
| 副委員長 | 塚本直樹 |
| 委員   | 矢口龍人 |
| 委員   | 佐藤文雄 |
| 委員   | 岡崎勉  |
| 委員   | 来栖丈治 |
| 委員   | 設楽健夫 |
| 委員   | 小倉博生 |
| 委員   | 久松公生 |
| 委員   | 櫻井健一 |
| 委員   | 鈴木貞行 |
| 委員   | 服部栄一 |
| 委員   | 石澤正広 |
| 委員   | 鈴木更司 |
| 委員   | 井出有史 |

欠席委員

なし

出席説明者

|           |       |
|-----------|-------|
| 市長        | 宮嶋謙   |
| 市長公室長     | 横田茂   |
| 保健福祉部長    | 幕内浩之  |
| 議会事務局長    | 大久保勉  |
| 消防長       | 片岡修   |
| 秘書広報課長    | 越渡貴之  |
| 政策経営課長    | 岩井雄一郎 |
| 情報政策課長    | 稲生政次  |
| 社会福祉課長    | 金子俊文  |
| 健康づくり増進課長 | 田中英昭  |
| 会計課長      | 貝塚裕行  |
| 監査委員事務局長  | 乾文彦   |
| 消防総務課長    | 小松崎敬造 |

---

出席書記名

|       |      |
|-------|------|
| 農林水産課 | 藤澤修平 |
| 上下水道課 | 下川哲平 |
| 議会事務局 | 柏崎博子 |
| 議会事務局 | 折本尚充 |

---

## 議 事 日 程

令和5年3月15日（水曜日）午後 0時56分 開 議

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第4号 かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- (2) 議案第5号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定について
- (3) 議案第6号 かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について
- (4) 議案第16号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）
- (6) 議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算
- (7) 議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (8) 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

---

開 会 午後 0時56分

#### ○櫻井繁行委員長

それでは、開会前に申し上げます。

引き続き、議案審査特別委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉・密集・密接の注意を払い、時間を短縮して会議を進めていきたいと考えております。

執行部の説明者につきましては、直接指名することとし、また、質疑につきましては、要点を整理してご質問いただきますよう、時間の短縮にご協力をお願いいたします。

本日は議案審査特別委員会も4日目でございます。委員の皆様ご協力いただきまして、何とか本日終わらせるような形で進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、皆様、改めましてこんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから3月14日、昨日に引き続き、令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

まず初めに、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題として、引き続き行わせていただきます。

それでは、保健福祉部社会福祉課から特に補足説明等ございませんか。

#### ○社会福祉課長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、社会福祉課の令和5年度予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、主な歳入についてご説明いたします。

予算書17ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金5億2235万8000円でございます。主に障害福祉サービス等に要する、説明欄の2段目になります、障害者自立支援事業等への充当でございます。

続いて、その下4節生活保護費負担金3億6767万2000円でございます。こちらは扶助費等に要する生活保護負担金で、生活保護扶助事業等への充当でございます。

続いて、2項2目1節社会福祉費補助金1593万9000円でございます。こちらは地域活動支援センター

事業等に要する補助金で、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

4節生活保護費補助金2513万4000円でございます。前年度比5824万4000円の減でございます。減額の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給が令和4年度をもって終了となったものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金2億5775万8000円でございます。内容といたしましては、障害福祉サービスに要する障害者自立支援給付負担金等で、障害者自立支援事業への充当でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金833万9000円でございます。主な内容としましては、地域活動支援センター事業等に要する地域生活支援事業補助金で、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出予算で大きな増減があった事業等についてご説明をさせていただきます。

予算書のほう52ページをお願いいたします。

説明のほうは、タブレット端末、令和5年度事業概要説明書のほうでご説明をさせていただきます。

事業概要説明書24ページをお願いいたします。

事務事業名社会福祉事業でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業費内訳4番目になります。福祉事務所に要する経費、令和5年度予算額463万4000円でございます。前年度比714万8000円の減でございます。

減の内容といたしましては、令和4年度に、地域福祉計画策定業務委託で5年に1回の見直しを行ったものでございます。

続いて、その下、やまゆり館管理運営に要する経費、令和5年度予算額1926万4000円でございます。事業概要といたしましては、⑤になります。指定管理業務を委託しまして、施設の維持管理、高齢者の健康づくりや子育てに関する相談支援などを行っているものでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。予算書は53ページでございます。

事務事業名が福祉関係団体等活動促進事業でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業費内訳2段目になります。福祉関係団体活動促進に要する経費7409万円でございます。前年度比573万円の減でございます。事業の概要は、社会福祉関係団体が実施する各事業に要する経費の一部を助成するものでございます。

予算減の内容といたしましては、社会福祉協議会の補助金の減でございます。社会福祉協議会についても、地域福祉計画に関連しまして、令和4年度に地域福祉活動計画策定業務を行ったものでございます。

続いて、26ページをお願いいたします。予算書は53ページの下から54ページになります。

事務事業名が障害者対策事業でございます。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、事業費内訳3段目になります。障害者自立支援に要する経費10億4619万8000円でございます。前年度比6917万5000円の増でございます。事業の概要といたしましては、いろいろな障害福祉サービスを受けることによりまして、障害者が自立して地域生活を営む上で必要とする身体機能、生活機能の維持・向上を図るものでございます。

予算増の内容といたしましては、相談福祉サービス事業所の増加、または利用者の増加、また、1人の方で複数箇所のサービスを利用している方が多いためでございます。また、相談支援事業所等の委託

によりまして、相談できる場所ができたため、分かりやすくなって、サービスが利用しやすくなっているものでございます。また、障害児につきましては、家族構成や核家族化や共稼ぎ等により、家族で見られなくなり、施設利用日数が増加しているものと考えられるところでございます。

続いて、27ページをお願いいたします。予算書は70ページから71ページでございます。

事務事業名が生活保護等事業でございます。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、事業内訳3段目になります、生活困窮者自立支援に要する経費3355万5000円でございます。前年度比6260万2000円の減でございます。事業の概要は、生活困窮者自立支援法に基づきまして、生活困窮者の状況に応じて支援を行うものでございます。

減額の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会福祉協議会の貸付けが利用できなくなった世帯に対しまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給が令和4年度をもって終了となったものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

予算の52ページのひきこもり支援事業委託、これは前年度もありましたか。委託先はどういうふうな委託先なのでしょう。

○社会福祉課長（金子俊文君）

こちらにつきましては、令和4年度からの新規事業でございます。委託先につきましては、社会福祉協議会でございます。

○佐藤文雄委員

その社会福祉協議会、今日の新聞記事に載っていましたが、これに関連して、0302の社会福祉協議会の補助金というのがありますね。7358万1000円。今回の報道と関連して、これについてどういうことを認識しておりますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

ただいまございました予算書53ページの社会福祉協議会補助金でございます。新聞報道にもございましたように、この社会福祉協議会補助金の中に、人件費、社会福祉協議会職員の人件費も含まれているところでございます。

今回社会福祉協議会職員の給与規定に反した問題についてでございますが、本来補助事業でございますので、令和4年4月1日に申請して、今年度3月31日をもって実績報告書により補助事業完了となるところでございますが、今回、新聞報道のように、社会福祉協議会のほうから申入れがございまして、現在職員給与の過支給分について精査中で時間を要しているというところでございます。

今回の補助金につきましては、一旦ここで、3月31日をもって確定させていただいて、これから調査を行いまして、過支給分が確定し次第、報告書とともに市のほうに補助金を返還したいというような申出が、事務局長からあったところでございます。

○佐藤文雄委員

つまり、予算は取りあえず成立させておいて、いろんな調査によって返還しなきゃいけない金額があった場合に、この予算書については、修正を次の議会までにとるか、それを行いますよということでしょうか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、やまゆり館の利用状況をずっと2万4000人になっていますが、あれ実績は幾らでしたか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時11分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 1時11分]

○社会福祉課長（金子俊文君）

やまゆり館の利用状況でよろしいですか。やまゆり館の利用状況につきましては、開館が平成20年から、令和元年度までは総利用者数4万人前後を推移していたところでございますが、令和2年、令和3年とコロナの影響もございまして、休館したところもございまして、令和2年度は1万7000人台、令和3年度は2万2000人台となっているところでございます。令和4年度につきましては、2月末現在で3万人近い利用者となっております。指定管理者の自主事業も含めまして、事業も進めているところでございますので、2月末現在で3万人ということで、令和3年の2万2000人からは増加しているところでございます。

○佐藤文雄委員

4万人が最高だったのですかね、延べ人数で。コロナ禍とかいろんな問題があつて1万7000人ぐらいになったと。それが回復しつつあると。3万人というふうにおっしゃいましたよね。目標低いんじゃないですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

具体的に何が原因で減少しているという具体的なことは把握してございませんが、せっかく指定管理者を使っているわけでございますので、専門的なノウハウを生かして、教室等を開いていただいて、利用者増をこれからどうやったらいいか図っていきたくて考えてございます。

○佐藤文雄委員

いや、3万人ぐらいになったと言いましたよね。これ延べ人数が2万4000人だから、低いのではないですかと、目標が。そういうことなのですよ。どうでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時14分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 1時15分]

○社会福祉課長（金子俊文君）

大変申し訳ございませんでした。

事業概要説明書のほうで2万4000人というようなことで記載させていただいて、現在3万人弱という説明をさせていただきました。事業概要書のほうを改めて精査して、修正のほうをさせていただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、この指標のKPI、令和5年度、まずは2万4000人がもっと3万人とか、3万5000人とか、具体的に僕が言うことじゃないですけども、上がってくるということで、じゃ、これシートの差し替えということで、早急をお願いをいたします。

ということで、佐藤委員、ご理解いただけますか。課長よろしく申し上げます。

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

生活困窮者自立支援事業というのは、もう終わったよということですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

令和4年度をもって終了となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい。民生委員に成り手がいないとよく言うので、この事業の25ページのところに、民生委員児童委員制度の運営に要する経費というのがあるのだけれども、どうですか、今民生委員に成り手がいないというふうに聞いているのですが、こういう実態についてはつかまえておりますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

民生委員につきましては、ちょうど昨年12月が3年に1回の民生委員の一斉改選でございました。代わられる方が半分ぐらいで、代わられる場合、次期の候補者を挙げてもらっているところでございますが、やっぱりなかなか責任が重いということで、いまだに欠員になっているところもございます。欠員になっているところには、区長さん等に協力を得ながら選んでいただいているところでございます。大変難しい状況でございます。

○佐藤文雄委員

予算をつけているから、逆に言うと予算消化ができない見通しになっちゃっているわけだよな。そういう意味では、きついということで。半数が大体交代するけれども、その半数についても網羅されていないと。じゃ、実際はどのくらいなのでしょう。数値的なことは分かりますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

民生委員さんにつきましては、霞ヶ浦地区と旧千代田地区合わせまして定員87名でございます。その中で、半数近くが交代されるということで、了承してくださった方も大勢います。いまだに欠員となっている地区は6地区でございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

なきようですので、質疑を終結いたします。

それでは、続きまして保健福祉部健康づくり増進課から特に補足説明等はございませんか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

議案第21号 健康づくり増進課所管分のうち、増減があった事項について説明いたします。

歳入について説明します。

予算書18ページをお願いいたします。

15款2項3目衛生費国庫補助金です。説明欄の一番下、出産・子育て応援交付金731万3000円です。承認第1号でご説明した内容と同様で、伴走型相談支援事業と、出産・子育て応援交付金の事業費に対する補助率3分の2の国庫補助で、前年度当初から皆増となっております。

続いて、予算書21ページをお願いいたします。

16款2項3目衛生費県補助金です。説明欄の一番下、出産・子育て応援交付金182万8000円です。補助

率は6分の1です。こちら前年度当初から皆増となっております。

次に、歳出について説明します。

予算書は75ページ、事業概要説明書はお手元のタブレットで38ページをお願いいたします。

母子保健推進事業のうち、0104出産・子育て応援に要する経費1097万円です。会計年度任用職員報酬及び出産・子育て応援給付金が主な内容です。承認第1号でもご説明したとおり、妊娠届出時に5万円、出産時に子ども1人に対し5万円を支給するものです。

具体的な受給者の見込数ですが、妊娠届出時108人、出産時90人で計上してございます。例年の半分程度の数字となっておりますが、この理由としまして、国の補助要綱が令和5年の9月までとなっております、そこまでの予算しか編成できないためとなっております。なお、令和5年10月以降につきましては、令和5年度になってから国から通達があるとのことですので、補正予算等で対応する予定であります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

コロナで随分頑張っていたと思うけれども、コロナのほうは何にもないのですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

コロナに関する当初予算としましては、予算書で申し上げますと73ページ、こちらの4款1項1目保健衛生総務費の0205新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、このうち接種者情報等入力業務委託257万8000円だけ計上してございますが、この予算編成の途中で、令和5年度春から、またリスクの高い者に対してコロナワクチンを接種するという話がございましたので、この当初予算には間に合っておりませんが、別にコロナウイルスのワクチン接種の予算計上をお願いするところで考えてございます。

○佐藤文雄委員

これは、ワクチン接種そのものの予算ではないと、予算というか、そのためのいろんな情報というか、コールセンター、そういうのを設ける予定ではないと。ただ、高齢者を主に、5類になったとしても、やらなきゃいけないという指示があるだろうと、そのことについては間に合わなかったという意味ですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

当初予算に計上してございます257万8000円は、今まで接種した方の予診票の入力作業の業務が4月以降にもある程度続くと見越しまして、確保したものでございます。これとは別に、先ほど申し上げた令和5年春開始の高齢者等のコロナウイルスワクチンが、別に必要となってくると考えてございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

説明の38ページのところの出生と妊婦届出の推移というようなところ、ちょっと説明してもらえますかね。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

こちらのグラフでございますが、赤い折れ線が妊娠届出数、青い折れ線が出生数となっております。当然妊娠届出数が高かった、例えば平成29年、こちらが妊娠届出数が高かったものに対して、その次の



年度、平成30年は出生数が高くなっていると、こういう見方をしていただければと思います。

○佐藤文雄委員

妊娠出産のタイムラグだということですね。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

おっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

でも、この数字見ますと、深刻ですよ、かすみがうら市、どんどん子どもが少なくなる、もう典型的な例ですよ。これ全国と比べてみたことありますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

全国的にこの出生数が少なくなっているという認識は私どもでもしてございます。具体的にかすみがうら市においてはどうかと申しますと、ちょっと手元の資料にはないのですが、県平均程度という認識でございます。

○佐藤文雄委員

全国と、あと各都道府県と比べると、県の出産率というか、関係は大体似ていると。茨城県も非常に問題があるなど。全国的にはどうなのかとか、そういうのも一応検証しておいてもらえますか。そういうデータはどこかインターネットか何かで取れますか。教えてください。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

厚生労働省のホームページに行ってください、合計特殊出生率などの文言で検索していただくと、都道府県や市町村ごとのデータも出てまいります。合計特殊出生率については、市町村については5年間の積み上げというか、平均で出ておりますので、最新のデータというわけではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

その下の不妊治療費助成に要する経費も、これも減っていますけれども、大体昨年度は何人ぐらいの人が対応したのですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時29分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 1時29分]

それでは、各委員にご報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、傍聴の申出がございました。申出のとおり、傍聴を委員長として許可をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 1時30分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開いたします。 [午後 1時30分]

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

令和3年度の実績で60件ほど、今回計上しました令和5年度の予算では80件を見込んでございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時30分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

令和3年度までは、不妊治療1件当たり10万円の補助となってございました。令和4年度から国のほうで不妊治療が保険適用となったこととございますので、その保険適用のプラスアルファ、オプション診療の部分がございまして、その部分に対して、最大5万円と市の予算ではしてございます。

令和5年度が5万円、令和4年度から5万円とってございます。

令和5年度につきましても、5万円掛ける80件、そのほかに男性不妊と不育症の部分もあるのですが、大きくは不妊治療の5万円掛ける80件とってございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。設楽委員。ちょっと令和4年度より予算的には180万円ほど減っているのですが、そこを設楽委員は指摘されていると思うのですが、改めて答弁をお願いします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

失礼いたしました。令和4年度の当初には、その規約の改正が間に合わなかった事情がございまして、令和4年度に入ってから、補助の1件当たり10万円を5万円に減額したという経過がございまして、当初予算だけの比較で見ると、予算額は減ってございます。

○櫻井繁行委員長

ということでご理解いただけますか。

そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

肺がんとか胃がんの検診委託の予算がぐっと減っていますけれども、これはどういう理由ですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

お答えいたします。

実績に際して、実際令和3年度あたりからコロナの影響で受診数が減ってございまして、令和4年度当初と比較して、令和5年度も実績に応じて減らした結果、予算が少なくなっているということとございます。

○設楽健夫委員

これは希望者が増えていった場合には補正ということですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

当然希望者が増えて、予算が不足した場合は、補正等で対応をお願いしたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部健康づくり増進課から特に補足説明等ございせんか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、健康づくり増進課所管分のうち、

増減があった事項について説明いたします。

歳入について説明します。

予算書145ページをお願いいたします。

一番下の段、4款1項1目保険給付費等交付金です。説明のうち一番下、特定健康診査等負担金1066万2000円です。特定健診の受診者数に応じまして、国の分も含め、県から交付されるものです。受診者数の実績に沿って計上したため、前年度から300万円ほど減少しました。

続いて、予算書147ページをお願いいたします。

下段、8款2項3目特定健康診査等受診料190万円です。特定健診を受診する方の個人負担分です。次に、歳出について説明いたします。

予算書は152ページ。タブレットのほうの事業概要説明書は40ページをお願いいたします。

0101特定健康診査等に要する費用3556万円です。歳入でご説明したとおり、受診者数の実績に沿って計上したため、事業全体で前年度から550万円ほど減少してございます。具体的な数値としまして、令和4年度当初の見込み3600人に対して、令和5年度は2800人の見込みとしてございます。なお、補助率は、国3分の1、県3分の1で、市負担は3分の1でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

特定健診、大事なことなんだよね。これが今、3600人だったのが、何人の目標になったっけ。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

失礼しました。令和5年度で2800人を見込んでございます。

○佐藤文雄委員

何でこんなに極端に減るのですか。そうすると、今、歳入のほうでも、実績数に応じて県からお金が来るわけでしょう。ということは、もう雪だるま式にマイナスにいけば、どんどん低くなってしまわないですか。これ、どのように考えていますか。これまでの傾向は分かっていますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

申し上げます。受診者数と受診率のほうがよろしいでしょうか。令和元年度、受診者数2958人で、受診率が40.8%ございました。令和2年度からコロナの影響が出始めまして、受診者数が1813人と、急激に落ち込みまして、受診率が25.2%となりました。

令和3年度、受診者数2239人、受診率32.3%。

それから、令和4年度の1月末現在で、まだ確定はしていないのですが、受診者数が今のところ2183人、受診率は31.5%。そのあたりを勘案しまして、ある程度戻るとは見込んでおりますが、令和5年度も2800人、率で言いますと40%と見込んで、計上いたしました。

○佐藤文雄委員

実際に特定健診ですか、令和3年度の実績と比べると、今度の数字は28.1%増になっているのです、令和3年度の実績。特定健診等負担金だよ、歳入。これが、令和3年度決算対比で、28.1%になっているのです。

これが、今度の予算では、1066万2000円でしょう。前年度と比べると物すごい差になっているでしょ。これ、ちょっと問題なんじゃないですか。目標そのものは、普通は国民健康保険のこういうものについて基本的に5割を目指すというふうになっていなかったですか。いかがですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

委員のおっしゃるとおり、目標としましては特定健診の受診率50%になってございますが、実際に予算計上となりましたところ、いろいろ検討した結果、40%で予算を計上してございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。そのほかございますか。

課長、1点、事業概要説明書のほう、40ページの特定診断受診率向上事業の受診目標50%、こうなっていますけれども、答弁では40%ということで、ちょっと整合性が取れない気がするのですが、そこだけ1点ご説明いただけますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

こちらにつきましては修正。本来の目標は、先ほど申し上げました50%でございますが、予算上は40%なので、あくまでも目標ということで、このままいかせていただければと思います。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、この目標をいけるように、その場合には補正を組むということで、皆様のご理解をいただきたいということで、シートの入替えなしですね。

そのほかなければ、質疑を終結いたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

いいですか。

以上をもって、議案第22号に対する質疑が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

反対です。

令和4年度の頃、保険税の改正、このときに3割以上の方が保険料の負担、引き上げられますよということだったよね。ですから、私は、引上げを絶対しないということが、我々の任務だと。

いろんなことがあります。一般会計からの繰入金を少なくしろという攻撃がある。一方で、保険者のいわゆる積立金、積立金を取り崩しながら何とかやりくりをするということも、いろいろあると思うのです。

ところが、昨日ちょっと聞いたら、かなり収入低いのだよね、平均収入。そういう中で、高い国保税を払うというのは大変なのです。

そういうところから見ると、去年出された税率改正で、例えば課税所得が250万円で、40代の単身世帯、固定資産税なしの場合は、年間で1万2700円も引き上げるのです。年間ですよ。1万1700円、単身世帯。年金収入の方で250万円、2人の65歳以上の方なのですが、これも例がありました。これは、1万5300円も引き上がっているのです。あと、50代夫婦で18歳未満の子ども2人、固定資産税なしなのですが、これがまた異常。課税所得250万円で、2万1100円。これを改善しないで、賛成できない。

だって、全然改善されないんだもの。まだ改善しようともしていないし。とにかくそういうのでは、これは絶対に追認、賛成できない。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、会計課から特に補足説明等ございませんか。

○会計課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）に係る会計課所管分について、説明をいたします。

議案集のほうの74ページをお願いいたします。

会計管理費の会計管理事業でございます。そのうち、13節使用料及び賃借料につきまして、伝送システム使用料、こちらを84万4000円減額するものでございます。減額する理由でございますが、現在、経費の支弁に伴う債権者への振込データ、こちらについて、NTT東日本が提供しておりますISDN回線を利用し、指定金融機関のほうへデータ転送をしておりますが、このISDN回線が令和6年1月に廃止されるということが公表されまして、令和4年度当初予算の段階で、指定金融機関における回線、こちらのISDN回線から別のデータ伝送のシステムに変更する時期が明確になっていなかったということで、令和4年度当初予算のほうに、3か月分新たに伝送サービスを切り替えるための費用を計上させていただいてございました。

その後、切替えに向けた準備、整理を、令和4年度にしてきたところでございますが、指定金融機関のほうでこのISDN回線を当面継続していくということで、令和5年11月末まで継続されるということが確認されたというところ です。

さらに、この切替えに当たっては、作業の変更点もございまして、それらを勘案しまして、令和4年度計上させていただいた予算については今回減額をしまして、令和5年度中に伝送の方法を切り替えるということで考えているものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

今ちょっと説明の中で、伝送システムの使用料が84万4000円と言ったのですけれども、これ4万円という記載なのですけれども、正しいのはどちらなのですか。

○会計課長（貝塚裕行君）

失礼いたしました。84万円でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

ちょっと教えてほしいのですけれども、市債関係の出納については、どこに質問すればいいのですか。

○会計課長（貝塚裕行君）

市債については、財政担当のほうになるかと思えます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、会計課から特に補足説明等ございませんか。

○会計課長（貝塚裕行君）

それでは、令和5年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、予算書に基づいて説明をさせていただきます。

会計課のほうで所管する歳入といたしましては、特に前年度増減等はございませんので、説明のほうは、そこは省略をさせていただきます、歳出のほうの説明とさせていただきます。

歳出ですけれども、会計課のほうでは、政策的な事業はございませんので、経常的な事業のみ説明をさせていただきたいと思えます。

予算書のほうの35ページから36ページでございます。

予算書の35ページですが、会計管理事業、総額478万3000円を計上いたしております。当該事業につきましては、会計事務の執行を図ることを目的として、実施をしております。前年度と比較いたしまして、16万5000円、3.6%の増となっております。前年度と比較して増額となった要因でございますが、こちらは会計課内に設置している金庫が2基ございますが、こちらの扉等の保守点検を令和5年度には費用計上したということで、増額になっているところが1点。もう1点、先ほど減額補正で説明をさせていただいた債権者へのデータ振込の伝送回線、このISDN回線に代わって、新たな伝送サービスといたしまして、株式会社NTTデータが提供しているAnswerDATAPORTという伝送サービスのほうへ切り替えるということで、その費用を計上したということの2点が、総額となっている要因となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に、議案第4号 かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等ございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

お疲れさまです。さきに説明させていただいたとおりでございます。

議案集のほうは23ページからになります。

○櫻井繁行委員長

以上でご説明が終わりました。

それでは、監査委員事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないと、罰則規定があると思うのですが、この罰則の内容を教えてください。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

具体的には第14条のほうに規定されてございますが、秘密を漏らした者につきましては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するというような条例の規定になってございます。

○佐藤文雄委員

今現在、委員はいるのですよね。もしいましたら、名前を教えてください。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

お名前ということで、述べさせていただきます。松沼和弘様、伊藤しのぶ様、押野浩様、小松崎延明様、小林広様、以上5名になっております。

○佐藤文雄委員

申し訳ないですが、その名前と経歴というか、そういうのを教えて、後でいいですから、提出していただけますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。出すことは可能ですか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

選ばれる基準が学識もしくは市民の代表ということになってございまして、その辺の区分ということになってございます。なお、職業は参考の職業はございますが、あくまでも学識と市民の代表ということで選ばれてございますので、そこは除いたもので出ささせていただくような形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいかと思ひます。

○櫻井繁行委員長

それでは、コンプライアンスをしっかりと確認していただいて、出せる範囲でお願いいたします。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち監査委員事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、監査委員事務局長から特に補足説明等ございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

それでは、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち監査委員事務局の所管に関する予算について、ご説明をさせていただきます。

歳入予算のほうはございませんので、経常経費の歳出予算の中で、主なものについてのみご説明をさせていただきますと思います。

予算書の51ページのほうをお開きいただきまして、中段になります。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、01監査業務事業の監査業務に要する経費になってございます。予算額128万6000円、前年度予算額116万円に対しまして、12万6000円の増となっております。

主な支出の内容を申し上げます。1節監査委員報酬93万5000円、前年度予算79万8000円に対しまして、13万7000円の増。令和5年度において、監査や検査等を合計して34日間予定をしております、前年度と比べての増の理由につきましては、年間監査計画におきまして、工事進捗状況監査と施設監査の回数が増えたということの内容によるものでございます。

続きまして、8節委員等費用弁償10万2000円、前年度予算額8万7000円と比較しまして、1万5000円の増。18節職員研修負担金14万8000円、前年度予算15万8000円と比較しまして、1万円の減。

監査業務に要する経費のほかに、市長のほうから補助事務といたしまして行政不服審査会事業など4つの補助事業のほうの予算を計上しておりますが、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、監査委員事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をします。 [午後 2時00分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時00分]

次に、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、議会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

それでは、議案第17号の議会事務局所管分について、ご説明を申し上げます。

議案集74ページ、概要書30ページでございます。

1款1項1目02市議会運営事業の市議会運営に要する経費のうち議員期末手当でございますが、114万3000円の減額となります。こちらは、辞職されました1名分の期末手当、それから補選で当選されました3名の方の分を、期間計算による満額に満たない分の減額というようなことでございます。

続きまして、0203の市議会研修活動に要する経費、こちらが令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修活動が実施されませんでしたので、その関連経費の減額となつ



ておりまして、職員旅費、議員旅費、消耗品、合計いたしまして242万7000円を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、議会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

それでは、議案第21号のうち議会事務局所管の説明をさせていただきます。

前年度と比較いたしまして、大きく増減している事項につきまして、事業概要説明書を基にご説明を申し上げます。

78ページとなります。予算書29ページから30ページということで、よろしくをお願いいたします。

市議会運営に要する経費につきましては、令和5年度予算9598万5000円でございます。対前年度86万2000円の減額でございます。令和4年度につきましては、議員各位の任期満了に伴う経費といたしまして、議員各位の集合写真、議員各位証明写真、必要となる消耗品等経費、こちらの計上がございましたが、令和5年度はこうした経費が必要となりませんので、そういったもので減額となっております。

続きまして、市議会だより発行に要する経費、こちらは予算で98万4000円、前年度比6万4000円の増額となっております。こちらはページ当たりの単価、こちらが上昇したことによりまして、増額の計上をさせていただいております。

次に、市議会広域連携研究に要する経費、こちらは10万円ほど予算を計上しております。前年度からは皆増ということでございます。こちらは、市議会といたしまして、広く広域連携の研究を要する経費といたしまして計上したものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この0205の市議会広域連携研究に要する経費ですけれども、今、広くと言ったのですけれども、どういった考え方で予算を組んだのか、もう一度お願いします。

○議会事務局長（大久保 勉君）

こちらの予算でございますが、市長公室政策経営課におきまして、令和5年度から広域行政担当、こちらが新設されるというようなことございまして、これに関連した形で、議会においても予算を計上したものでございますので、執行部の動きなどを見ながら、具体的な事業を展開できればというような予算でございます。

○矢口龍人委員

そうすると、議会、例えば委員会であれば、どこが所管するようになるのですか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

まだそこまでの、常任委員会での活動なのか、それとも特別委員会を設置するのか、そういった部分は、まだ具体的なものはございませんので、議長の意向であったりとか、そういったものを議運の中で諮っていただいたりとか、そういった手続が必要かと思っておりますので、順次よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に、議案第16号 かすみがうら市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部消防総務課から特に補足説明等ございませんか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

議案第16号 かすみがうら市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、議案集にあっては56から58ページ、議案概要書にあっては22から23ページをご覧いただきたいと思います。

なお、この議案につきましては、全員協議会で説明させていただきましたので、特に補足説明等はありません。

○櫻井繁行委員長

それでは補足説明ないということですか。

改めまして、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

消防団員の処遇改善を図るためにというふうになっておりまして、あわせて、団員の定数の実情に鑑みての削減や団員の任用、要員などの見直しを図るってなっていますよね。条例で定める定員、定数の削減というのは、第2条で605人から520人になったということなののでしょうか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

定数の削減につきましては、これまでの団員数の減少から設定した人数であります。なお、今回消防団員を確保することを目的とした団員数で処遇改善を行って、今後の団員数について維持できるように520名として努めてまいりたいと思います。

○佐藤文雄委員

条例で定める定数というのは、何人なのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

605名から520名に、現状の状況に鑑みて設定したものでございます。

○佐藤文雄委員

じゃ、条例で定めるのは520人なのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、今現在が605名で、条例を520名にしたので、それを削減するよということと理解してよろしいですね。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

そのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

この年額報酬の引上げということですが、年額でこれだけなのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

こちらについては、総務省の消防庁より、消防団員の処遇に関する検討会が行われまして、現在、消防団員の年間の報酬が、国で定める報酬額より若干低いため、その報酬に合うように今回改正するものであります。

○矢口龍人委員

この報酬、要するに団員が集まらないというのは、夜中でも出ていったり、緊急のときに出動したりして、そういう中で消防団員なされておられるのでしょうか、もっと報酬上げることはできないのですか。例えばかすみがうら市消防団として、総務省の規定を重視するという方法しかないのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

近郊の状況も鑑みてもやはり同じような報酬と考えて、国の基準額とし、今回、報酬を上げた状況となっております。すみません。

○矢口龍人委員

だから、今まで国の基準までいっていなかったと。いっていないから団員も少なかったということも想像できるし、今度は規定まで上げてみるよと、上げてみますと、団員が集まればいいけれども、まだまだ足りないと思います。もう少しやっぱり市のほうで何とかできる方法があれば、年間10万ぐらいは本来必要かなというふうに思いますけれども、ご検討いただきたいと思います。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

財政部局と協議しながら、交付税措置等もありますので、その辺も財政部局と検討してまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

1つは、団員を605人から520人にと、値上げのための資金捻出でのような気もするのですけれども、団員の数は横ばいにしながら、値段を、1人当たりの単価を、団長含めて、上げていくということは検討できないのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

維持するものを検討して、今回考えられたものがこちらになります。もちろん、先ほど矢口委員からもあったように、今後、財政部局とやはり協議しながら、さらに維持できるように検討、協議していきたいと考えております。

○設楽健夫委員

団長の金額で、石岡市、土浦市の金額はわかりますか。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

団長ですか、部長ではなくて。

部長ですよ、もとい。部長報酬の石岡市、土浦市の報酬ということでよろしいですか、答弁。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

申し訳ございません。現在、資料等がございますので、必要であれば、後日提出したいと思います。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、資料は。

○設楽健夫委員

後でお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは提出は可能ですか、課長。

では、後日データでガルーンのほうで、各委員のほうに配付をさせていただきたいと思います。お願いします。

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、消防本部消防総務課から特に補足説明等ございませんか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）に係る消防本部所管分について、ご説明させていただきます。

議案集72ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入補正予算の、21款諸収入、5項雑入、7目雑入での消防団員退職報償金で、当初退団者40名で計上しましたが、今年度につきましては33名であったため、234万円2000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案概要書につきましては38ページ、議案集の82ページをお願いいたします。

歳出補正予算での、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費366万7000円の補正をお願いするものでございます。内容としましては、10節需用費でございます。こちらは、燃料単価の金額の上昇及び災害件数の増加に伴い、燃料費の不足が確実視されたためであるのと、また、光熱水費においても電気料の高騰により補正が必要となったものでございます。

続きまして、その下、2目非常備消防費、消防団運営事業の480万9000円の減額をお願いするものでございます。内容としましては、1節報酬121万5000円で、当初550名分を計上しておりましたが、団員数505名と確定したものによる減額及び7節報償費で、消防団員退職報償金として退団者を当初40名で計上しましたが、退団者33名分の支給額が確定したことから、234万2000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、2目非常備消防費、13節使用料及び賃借料及び18節の負担金、補助金及び交付金でございます。主な内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、茨城県南北部地区消防ポンプ操法競技大会などの事業の中止に伴うもので、使用料及び賃借料が6万5000円、負担金、補助金、交付金が118万7000円の減額をお願いするものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、消防本部消防総務課から特に補足説明等ございませんか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

それでは、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算に係る消防本部所管分についてご説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明させていただきます。

予算書25ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項受託事業収入、3目消防費受託事業収入、1節常磐道救急業務受託事業収入288万9000円でございます。内容につきましては、常磐道救急業務受託事業支弁金で、これは高速道路の救急業務を行うに当たり、救急隊1隊を維持するための経費支弁金でございます。前年度と比較しまして、143万4000円の減となります。主な減額の理由としましては、総務省消防庁から支弁金算定に伴う基礎数値の変更が生じたため、減額となったものでございます。

続きまして、予算書26ページをお願いしたいと思います。

21款諸収入、5項雑入、7目雑入、1節雑入でございます。予算書同ページ説明欄で、下から11番目になります。消防団員退職報償金1500万円で、これは消防団員として5年以上活動し、退団された場合に、支給されるものでございます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出について説明いたします。

議案概要説明書80ページをお願いいたします。予算書については98、99ページとなります。

主な内容につきましては、常備消防に要する経費、令和5年度予算6251万6000円、前年度比較で223万1000円の増となります。主な増額の理由としましては、12節委託料、勤怠管理システム導入業務委託に伴う委託費の増でございます。内容としましては、消防本部において、勤務の特殊性から、勤怠管理システムの導入がされておらず、近年、システムの向上により消防に適した管理システムが開発されたことにより、市部局と同じように勤怠管理システムの導入を検討したものであります。

続きまして、事業概要説明書81ページをお願いいたします。

消防団運営事業、事業費7236万9000円でございます。

予算書にあっては100ページをご覧いただきたいと思います。

主な内容につきましては、消防団運営に要する経費、令和5年度予算7236万9000円、前年度比較で464万2000円の増となっております。主な増額の理由としましては、かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正により、消防団員の年額報酬や費用弁償の見直しによる報酬が増加したものでございます。

続きまして、事業概要説明書82ページをお願いいたします。予算書にあっては101ページとなります。

消防施設整備事業、事業費7285万4000円でございます。主な内容につきましては、消防車両整備に要する経費、令和5年度予算4882万1000円、前年度比較で3757万8000円の減額となっております。主な減額の理由としましては、西消防署に配備しております化学消防自動車1台の更新が完了したものでございます。

続きまして、消防水利に要する経費につきましては、令和5年度予算1875万2000円、前年度比較では122万6000円の増となっております。

事業概要書には記載はございませんが、予算書の101ページをお願いいたします。

14節工事請負費、消火栓新設工事におきましては、消火栓4基を計画したもので、予算額268万4000円、前年度比較で477万6000円の減額となります。減額の理由としましては、上下水道課の受託事業によるもので、上下水道管の布設替えと同時に行うことで減額となります。

防火水槽設置工事につきましては、予算額1400万円で、前年度比較700万円の増額となっております。理由としましては、令和4年度に1基整備したのに対し、令和5年度は2基を検討していることとなり、消火栓と防火水槽合わせて6基の整備計画といたしました。

続きまして、その下の消防施設整備に要する経費、令和5年度予算528万1000円、前年度比較で817万4000円の減額となっております。主な減額の理由としましては、14節工事請負費、西消防署シャワー室、除染室整備工事及び消防団詰所改修工事が完了したための減額でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

常磐道の救急業務受託に、何か数値の変更という話ですが、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

総務省消防庁より、算定数値の部分について計算式がございます。そのうちの人口出動割合、こちらが例年、人口5万人未満の市町村にあっては、6%で計算されていましたが、新しい通知内にこれが4%の掛ける計算式となりましたことによる減額となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

何か一方的に減らされちゃうね。

勤怠管理システム導入というのは、どういうことですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

こちらのシステムにおいては、現在、消防本部においては、手入力と紙での集計などをしておりまし

たが、本来、市と同じ勤怠管理システムを使用したいのですが、勤務の特殊性から、出勤簿、時間外勤務、特殊勤務などの管理がなかなかできなかつたことがあります。近年そのシステムが向上し、消防用に適した管理システムが開発されました。こちらを市部局と同じようにするため勤怠管理システムの導入を検討したものです。

なお、こちらにあっては、全国で3消防本部ほど実績があるものを検討しております。

○佐藤文雄委員

それから、防火水槽解体工事、これは何基なのですか。

○消防総務課長（小松崎敬造君）

令和4年度にあっては4か所解体した形となります。令和5年度は1か所のみが検討されております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に、議案第5号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室秘書広報課から特に補足説明等ございませんか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

説明いたします。

議案集は29ページをお開きください。よろしいでしょうか。

本条例は、第2条に規定のとおり、市長に直属して、市政運営における重要施策の調査、調整を行うための審議監1人を置くものです。

審議監は、地方公務員法に規定する特別職で、勤務形態、常勤、任期は1年となります。なお、退職金につきましては、茨城県市町村総合事務組合条例の規定がございませんので、支給はいたしません。

最後に、審議監の在任期間中は附則にありますように、市長の給与月額を50%減額といたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

市長にこの議案についての説明を求めたいのですが、市長に対して質問したいですけれども、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 2時41分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時41分]

佐藤委員から、市長に直接出席をいただいて、質問させていただきたいということですので、本日、市長いらっしゃるということですので、この議案審査特別委員会へ出席をお願いしたいと思います。

公室長、よろしくお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

しばらくちょっとお時間いただきまして、市長のほうにご連絡して、今、もう少しできていただける

と思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、市長が来るまで暫時休憩いたします。 [午後 2時42分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

ただいま、宮嶋市長にも出席をいただきましたので、このまま議案審査特別委員会、議案の第5号を進めさせていただきたいと思います。

なお、市長におかれましては、公務ご多忙だと思いますので、この議案第5号を終結した後に退席をいただいて結構ですので、ということで、佐藤委員、よろしいですね。

それでは改めて会議を再開いたします。

質疑等ございましたら、改めて。

○佐藤文雄委員

私のほうで要請したのですよね。市長でないと答えられないと思ったのです。

審議監の設置の必要性とほかの自治体の例というのはあるのかなという、これが1つです。条例制定までに至った経過、教えてもらえればいいかなと思うのですが、よろしいですか。

○市長（宮嶋 謙君）

議案審査、連日ご苦労さまでございます。

ただいまご質問いただきました審議監の設置に関する条例についてお答えいたします。

他の自治体等の事例があるかということでは、幾つかあるというふうに聞いておりますが、ちょっと後ほどそれは事務方のほうでご説明させていただきたいと思います。

そもそもこの審議監を設置する必要性がどこにあるのかというご質問だと思います。

議員の皆様ご承知のとおり、かすみがうら市を取り巻く様々な課題が、いわゆる複合化しているような状況があると思います。それに対応する施策も複合して解決していかなければならない。特に大型案件がこれから続いてまいりますので、そういう複合的な対応をしていかなければならないという状況の中にありまして、これまでの役所の組織、縦割りの組織ではなかなか迅速な対応はできないであろうというようなことで、この審議監の設置をお願いするということになったわけでございます。

例えば私も7月の市長選挙の際には、公約の一つとして掲げました学校給食の地産地消によるオーガニック化などという話題につきましても、学校はもちろんのこと、教育委員会ももちろんのこと、はて、地産地消実現するには、農政はどうするのか、誰が作って、誰が仕入れて、どういうふうにするのか。

既にもう学校給食の食材を提供、仕入れしていただいている企業さんもたくさんございます。そのこの整理をどうつけるか、様々な複合的な課題がある中で、はて、いつまでにやってほしいと、やりなさいと命令したときに、どこが受けて、責任を持ってやっていくかという現実の問題がございました。

また、稲吉地区の複合交流拠点整備の問題、それから、その購入した土地の問題につきましても、複合交流拠点というからには、あの地域の公共施設の再編を考慮しながら、新しい計画にしていきたいという思いがございます。そうしたときに、働く女性の家の機能をどうするか、勤労青少年ホームが担っている機能をどうするか、子どもの居場所の問題をどうするか、公民館の場所をどうするか、様々な問題をあの地域、面的に考えて整備をしていかなければならない。そうしたときに、誰がそれを実際の指揮をとるのか。

あるいは一般質問の中でも、千代田地区の廃校には道の駅を造ったらどうかと、そういうご提案もありました。私もいい提案だと考えておりますが、それでは、道の駅は市単独でやるのではなかなか難し



いとなれば、パートナーも探さなくてはいけない。アクセス道路も考えなくてはいけない。それから、地産地消の観点、あるいは地域の農業振興のためにも、そういう食材、農産物をどうやって集めて、そこで販売するようにしなければならぬのかと、様々な課題を複合的に整理して進めていかなければならない。しかも、いつまでたってもできないでは困りますから、年月を区切ってやらなければならない。

これまでの行政運営では、ある部署にこれはそこで担当してくださいと投げます。そして、その部署が各課にお触れを出して、何かこの施設造るのですけれども、入りたいものありますかということで投げて、返ってきたものを積み上げていって施設ができるということで、行政側の都合により積み上げの施設が出来がちなのです。そうすると非常に使い勝手が悪い施設になってしまう可能性がある。

これからは、地域の皆様、市民の皆様の声を聞きながら、こういう施設が欲しいんだ、そういうのを基に、役所がどう取り組んでいくかという答えがあるわけがございます。

そうしたときに、市長の勅命を受け、あるいは副市長が来ていただいた際には、副市長の命を受けて、全体をコーディネートしながら、段取りをして、責任を持って事業を推進していくコーディネート役、工程管理役が必要であります。そういう役割をこの審議監に期待をしているところでございます。

ですので、これまでなかなかなじみのない名称であり、また役割でありますので、短い時間で十分にご理解いただくのは難しい面もあろうかとは思いますが、とにかく市民のための、特に大型の事業のスケジュール管理をしながら遅滞なく進めるには、全体をオーガナイズする担当者が要る。

ましてや、昼夜分かたず動く特別職の補佐をする人間でございますので、特別職にいるものがふさわしいであろうと、そういうような思いがございまして、提案をさせていただいたわけでございます。是非ご理解いただきまして、お認めいただきますようによろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

あと、もう1点なのですが、他の自治体の事例は、事務方のほうから説明というのがあったので、もし捉えていけば、これは公室長、課長、どちらからになりますか。課長でよろしいですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

県内での事例はございません。ただ、隣接の千葉県君津市で任命された経緯がございます。あまり事例はないものかとは思いますが、そのほか、大阪市のほうで特別秘書監として、平成26年までの2年間任命された経緯がございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

今、様々な、岸田首相も好きなんですね、様々な。

大型事業が目白押し。それをどう解決するか。これには今の組織体制では、積み上げ方式であって、なかなかそれを総合的にコーディネートができる部署がないと。

これ、公室がそのコーディネートするんじゃないかなというふうに思うのですが、それでも間に合わないというような感じで受け止めたのですが、簡単に言うと、市長の今の力、力というか力量というか、これを何とかサポートをできる、そういう人材が必要だというふうに思うのですが、いかがですか。

○市長（宮嶋 謙君）

市長公室の役割といたしましては、主には政策の立案でございます。それを実行するのが各部隊という部署ということになりますが、その部署が縦割りで、今のところ先ほど申し上げたような状況であると。市長部局、公室で組み上げて、予算化して、お認めいただいた施策を実行する監理の役割を担わせたいというふうに考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○矢口龍人委員

私は、この附則の部分で、市長の給料月額を100分の50にすると、半額にするというような附則になっておりますけれども、取り方によっては、思い切った決断だなどは思いますけれども、市長たるものが、この市長の報酬があることによって、市長の仕事ができるし、また、家庭も守らなければならないし、それから、交際費も必要でしょう。これを半分にして、市長の役しませんよ。これは、私はこういうやり方は、私は望まないし、やっぱり市長の給与というのはそんな半分で済むのだったら、どこの行政でも半分でいいのですよ。

そうじゃない。やっぱりきちっと取るものは取る。そして、いい仕事をする。市長というのは、市民の代表ですから。恥ずかしいです、半分の給料で私働いていますなんて言ったら。だから、その辺はちょっと市長の考え、述べていただけますか。

○市長（宮嶋 謙君）

報酬についてでございます。ご指摘のありましたとおり、決められた報酬をいただきながら、精一杯仕事をしていくというのが普通の形だと思いますが、今回の条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まだまだ十分にご理解いただけるまで至っておりませんで、そのために歳費が膨れるのではないかと、余計な出費が出るのではないかとというようなご心配の声がありましたもので、まずは導入の時点、私はその分については、市民の皆さんご心配いらないという思いで附則をつけさせていただいたわけでございます。付け加えますと、報酬の中であって、私、市長の役目、役割は、大きくなったり小さくなったりはいたしませんので、ご安心いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか何か皆様ございますか。

○来栖丈治委員

すみません。市長の考えは、市長の考えとして十二分、今お聞かせをいただきました。

この件、第4回議会定例会の前に総務委員会に提出されて、そのときの説明の中で、やはり新しいポジションを作るよりも、新しい人を導入するよりも、現在ある職員を生かして、そういうポジションで生かしていくという方法があるんじゃないかという意見がありました。

あと、そのときの説明では、政務と行政活動と両方にまたがる可能性があるかと。公金の私物化に繋がる恐れがあるんじゃないか、そういうような意見もありました。

そんな中で、12月の第4回議会定例会では提案がなかったということで、年が明けて今回の、現在の提案ということです。

この今回の目的、第2条にありますけれども、市長直属で市政運営の重要事項に関する調査、調整を行うため、審議監を1人置くと。市長直属で仕事をすると。この中には政務が入るのかどうなのか、確認したいと思います。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

お答えいたします。

審議監のほうは、先ほど来説明いたしました地方公務員法第3条第3項第4号に該当する特別職ということではございますが、第4条のほうに地方公務員法の適用は受けないということが記載してございます。

そちらのほうはお手元には資料はないのですが、第4条には、地方公務員法の第4条には、特別職は、

地方公務員法の適用はされないということになりますので、政務を行うこともできるということになります。

○来栖丈治委員

審議監の行政上の決裁権については、どのようになりますか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

決裁権については、ございません。

○来栖丈治委員

分かりました。

あと今度、副市長を紹介しているというような話は聞いておるのですが、仮に副市長が設置されたときに、なかなかポジション的に難しくなるのではじゃないかなということをおっしゃる方もいますし、私もそう考えたりするのです。

もう一つは、今回のいわゆる審議監は、議会の議決の要らない特別職ということになりますよね。市の行政に本当に必要なのか。中の職員でそういうポジションをつくって取り組むというようなことが、私は一番正しい方向なんじゃないかなというふうに私は考えているわけなのですが、いかがですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

副市長と審議監という関連というところですが、法令など、そういったところから見てまいりますと、副市長に関しては地方自治法に規定されている職となります。片や審議監については、先ほども申し上げましたが、地方公務員法になります。

副市長の職務ですが、市長の補佐、そして職務代理、職員の事務の監督、市長からの委任事務となります。審議監のほうは重要施策、こういったところの実現に向けましての情報収集、分析、助言、国や県の調整をやっていただきます。総じて高度な行政課題への対応ということになるかと思えます。

あえて副市長と審議監の、こういう表現すると失礼なのかもしれないですけども、住み分けということをおっしゃっていただければ、審議監のほうは市長が主要な政策、重要な政策を推進していくうえで必要な業務を行っていくこととなりますが、副市長につきましては、市民の皆様、団体、国、関連自治体の会議、イベント、要望の対応、そのほか先ほども申し上げましたが、職員の業務の監督、行政に関する業務、こちらを全方位的に遂行していかなければなりませんので、市長の職責を全うする上では、副市長は必要不可欠な存在と考えます。

最後になりますが、端的に申し上げますと、副市長につきましては、地方自治法で定められた総合的に業務を行い、審議監につきましては主要事業といったものに限って業務を行っていくものなのかなと思えます。

以上です。

○来栖丈治委員

多分なのですが、副市長を迎えるに当たって私はいい印象は受けられないんじゃないかなというふうに思います。なかなか、繋がりを欠いていくような結果になることを恐れています。

先ほど矢口委員が言ったことと重なるのですが、市長の給与月額、半分に減らしてというのは市長の気持ちとしては、十分にお聞かせいただいて、私としては理解するわけですけど、審議監一人が増えるわけですよね。あくまで市長の報酬を半分にしても、その原資が公金であり税金であるということは変わりが無いと思うのですが、いかがですか。

○市長（宮嶋 謙君）

まずは、副市長を任命するとしましたら同じ思いの方を任命いたしますので、関係がどうこうという

問題は生じません。

それから、公金であるというご指摘はそのとおりでございまして、特段私的にどうこうという話合いはございません。

○来栖丈治委員

公費であるということですよ。それと、議会で同意がいない、いわゆる特別職であるということは確認できたと思います。

それと、こういう批判もあるのですが、やっぱり公と私が入り混じられてはいけないんじゃないか。行政の私物化になる恐れを感じるというようなことを言っている方もいます。職員の仕事にも影響する可能性も捨てきれませんので、私は議員としてどうしても議案に賛成することはできないということです。

○櫻井繁行委員長

意見ということで、お含みおきをいただきたいと思います。

そのほか、何か委員の皆様から、せっかく市長ご臨席いただいていますので、よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

○矢口龍人委員

議案第5号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例に対する上記の修正案を別紙のとおり会議規則第101号の規定により提出いたします。

議案第5号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の一部を次のとおり修正します。

附則中の第2項を削り、第3項を第2項とする。

○櫻井繁行委員長

それでは一度、暫時休憩させていただいて、私のほうでその修正議案を確認させていただきますので、しばらくお待ちください。 [午後 3時07分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 3時08分]

ただいま矢口委員により、議案第5号につきまして修正の議案が提出をされました。私のほうで確認をさせていただきましたが、この動議は発議者だけのものでも取り上げることができますので、書式も確認をしまして所定の要件を満たしていますので、委員長として受理をさせていただきたいと思います。

皆様方に改めてペーパーとしてお配りをさせていただき、改めて提出者から説明をいただいて、こちらについても質疑をして討論、採決という形で進めさせていただきますので、そのままお待ちをいただいて、ここで暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。 [午後 3時09分]

○櫻井繁行委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。 [午後 3時20分]

ただいま動議がございました修正案について各委員の皆様、そして執行部のほうにもペーパーでいつているのかな、お配りをさせていただきました。

改めまして、この修正案についての説明を求めます。

○矢口龍人委員

本案は審議監という役職が必要であると判断して市長が提出した役職の設置に係る条例であり、本職を設置したからといって市長の給料を減額するというのは議論が異なるものと思われまますので、別紙の

とおりの修正案を提案するものであります。議員諸君のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま修正案について、提出者の矢口委員から説明がなされました。

それでは、この本修正案に対する質疑等ございましたら、各委員の皆様、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

確かに、矢口委員が言ったように提案をしたのは審議監の設置だと。ですから、これだけを決めればいいんじゃないかというのは今思うかなというふうに思うのですけれども、市長の思いがどうしても財源に引っかかってくるように思われますので。この財源はどういうふうになっているのか説明できますか。

○矢口龍人委員

この予算の中で、市長の給料は全額予算に上がっていますし、審議監のお給料も別に上がっていますという説明でした。

○佐藤文雄委員

予算書の30ページだね。総務費の一般管理費のところ特別職給料2073万4000円とありますね。ここに今、副市長は選ばれていないよね。市長とそれから教育長とそれから審議監、今言った提案する審議監の給料も入っているってことなのですか。

○矢口龍人委員

執行部のほうで説明いただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは暫時休憩します。 [午後 3時24分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 3時24分]

○市長公室長（横田 茂君）

令和5年度の今ご指摘されている予算額でございますけれども、市長、副市長、審議監それぞれの所要の額が満額予算計上されております。

教育長は別なんです。ここの部分は市長、副市長と審議監、3人分計上してございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何か、このまずは修正案、矢口委員が出されているものに対しての今質疑ということでお含みおきをいただきたいと思います。

ほか、皆様から質疑ありませんか。

○久松公生委員

今の特別職給与の中に審議監が入っているという答弁でしたが、この条例を出すときに、市長は自ら給与を自分で半分出すということの含みの中で始まっていることと思いますので、その辺の説明はどのようにになっているのですか。お伺いします。

○市長公室長（横田 茂君）

条例と予算の関係でございますけれども、条例を提案するときには所要の予算額を確保した上でというのはこれは原則でございます。ですから、これまで何もない審議監につきましては必要の額を確保し、または市長の給与を50%減額するという条例案が出ておりますけれども、これは通らなかった場合のことも含めて所要額確保する、これは通常の計上でございます。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員長

そのほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、まずはこの修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

この議案に対しては皆様可決することにご異議はありませんか、討論がありませんが。

○岡崎 勉委員

議案のこれに入っていないなければこれ次のときに採決できないんじゃないの。

○櫻井繁行委員長

委員長のほうからお話をさせていただきます。もともと話せばよかったのかもしれませんが、まずはこの修正案について討論をまずして、趣旨を提出者の矢口委員からご説明をいただきました。それに対する質疑を今終結しました。討論を行って採決、これが可決をされればこの修正案が生きるということですよね。否決をされればもう一度原案第5号に戻るとというのがこの議会運営の流れだと思いますので、お含みおきをいただきたいと思います。

暫時休憩します。

[午後 3時28分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 3時36分]

討論はありませんでしたので、討論を終結いたします。

それでは、この修正案に対して採決をいたします。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は修正案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立少数であります。

よって、本案、修正案は否決すべきものと決定をいたしました。

これで原案第5号のほうに戻らせていただきます。

質疑は終結をしておりますので、改めまして原案第5号に対しての討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

○櫻井健一委員

反対の方向で討論させていただきます。

今現在で副市長が決まっていない中で、この審議監というのを決めるに値するような状況が、ちょっと必要性が見えないということで反対意見とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論はございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案、原案に戻ります。原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立少数であります。

よって、本案は否決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。 [午後 3時38分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 3時39分]

次に、議案第6号 かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

市長公室、秘書広報課から特に補足説明等ございませんか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

説明いたします。

議案集は31ページをお開きください。

第1条、こちらでは目的として、市長、副市長、教育長など特別職が市政に対する市民の信頼に答え公正で開かれた市政の発展に寄与するとし、第2条で倫理性の自覚と高潔性を明らかにすることが責務であることを規定しております。

続いて32ページをお開きください。

第3条では、主に遵守しなければならない8つの政治倫理基準を規定しております。

33ページをお開きください。

第4条、こちらでは市の工事等の契約に関する遵守事項として、配偶者もしくは二親等以内の親族と同居の親族、市長と本人が役員をしている企業または自主的経営に携わっている企業は、市が発注する契約への応募を辞退しなければならないことを規定しております。

第5条では、政治倫理審査会を設置して、違反があった場合の調査、請求について規定しております。

34ページをお開きください。

続く第6条では、遵守事項の違反する疑いのある場合は、選挙権を有する市民500分の1以上の連署によりまして、調査を請求することができると規定しております。

最後になります。36ページをお開きください。

第11条で審査会から違反の報告があった場合には市報等で公表することになります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

市長に対する政治倫理条例というのが、この後に議員宛ての政治倫理条例の特別委員会というのが設置されましたが、すごくこれベースになるようなところがあるのですけれども、この項とか中の内容について、市長宛てのほうは必要だとか取ったほうがいいのかそういう議論というのはする場所は設けな

くてもいいとお考えなのでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

こちらの条例に関しましては、法令審査会等の審査を経ましての上程となっておりますので、必要がないかどうかというより規定の手続を踏んでこちら議会への提案となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○櫻井健一委員

ということは、この内容で不備があるなど思ったら可決できないよというような対応で示すというような判断でよろしいのでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

不備があるかどうかという点についてはこの場でいろいろお話いただいてご指摘いただければと思います。

○櫻井健一委員

ということは、ここにこういうのを附則したらどうだろうという提案は、この場でしてもよろしいということですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

政治倫理条例は他市町村でも制定しておりますが、大まかな内容としては似たところがあるのですが、細かい点では違っております。それが不備なのか手落ちなのか余計なことなのかというところはちょっと分かりませんが、現段階ではかすみがうら市としてはこの形で提案させていただいておりますこの形で我々としては進めさせていただければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時45分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

ほか何かございますか。

○櫻井健一委員

大きくは変わらないですけれども、第2条の第2項の表記なのですけれども、市民は主権者として自らが市政を担いというような表現があると思うのですけれども、ここもっと具体的な書き方をしているような市町村もありまして、そういう分かりやすい具体的な表記を付け加えとか表現の仕方を変えたほうがいいかなというふうに僕は思っておりますので、そういうような中身的なものは動議なりで書けるとして、そういうことを変えられるようなお考えはありますか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

今、第2条の第2項についてご指摘をいただいたのですけれども、我々としては一応こういう表現でご提案をさせていただいたというところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何か。

よろしいですか。

○石澤正広委員

すみません、この第6条の500分の1の根拠というのはどういうことなのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）



地方自治法の例えば事務監査請求でありますとか、様々なところには50分の1というこういう数字がよく出てきます。これを本市に当てはめると、約700人くらいになるということでございまして。ほかの自治体ですと、この必要数というのは大体300人とか100人とか、これは様々なのですけれども。今回提案させていただいたものは、それよりも具体的に言うと60人とか70人程度の署名を集めることができれば調査権なりを動かすことができるようにということで、50分の1のさらに10分の1で500分の1という数字を適用させていただきたいと。他市で言いますと一人からオッケーだとか100人とか200人、300人と、まあこれは様々でございます。今回はそのように判断させていただいているということでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか、石澤委員。

○石澤正広委員

はい。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

第4条の二親等以内という、一親等とか二親等がありますが、これは近隣を調査して二親等にしたのですか。それとも二親等が圧倒的だということなのでしょう。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

二親等以内というところでございますが、県南地域を見ますと一親等、二親等それぞれ6町村と半分半分になってございます。隣の石岡市は二親等になってございます。あと龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町が二親等以内となっておりますので、半分半分ですけれども一応そういう形で検討した結果、二親等ということを決めました。

○佐藤文雄委員

それから、第4条の第2項の（1）資本金、その他に準ずる者の3分の1というのはどうですか。

○市長公室長（横田 茂君）

会社法という法律によりますと、この3分の1という数字を超えるようなことになると、いわゆる会社という特別決議というもので提起できたりするわけなのですけれども、このような方は実質的経営に携わっていれば有力な力をお持ちの方だというような判断ができるのではないかとございますから、3分の1を超えないようにしていただくという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○来栖丈治委員

先ほど課長から説明はいただいたのですが、12月第4回定例会で議員との一体型で否決になってそれから2か月、3か月たって今回修正されている部分があるかと思うのですよね。市長等に特化したいいわゆる政治倫理条例の現在の提案ですから、議員が外れたことによってそういったことが必要な部分もあったのかもしれないのですが、変わった部分を教えてください。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

まずは第4条、こちらを先ほどの親等規制、前回12月、一体型で提案したときには一親等でしたが二親等ということにしてございます。そして、先ほどご質問もありましたが、調査請求権、こちらのほう

の500分の1、こちらを、前回は300人だと思ったのですが、こちらを大きなところでは変更してごさいます。

○来栖丈治委員

違うところもありますよね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時58分]

○秘書広報課長（越渡貴之君）

主要な部分だけをちょっと言ったので申し訳ございませんでした。大変失礼いたしました。

第3条の（7）特定の新聞、雑誌、もしくは機関誌等の購読またはパーティー券の購入、こちらを強要しないことということで、追加してごさいます。

○来栖丈治委員

他の委員から、変わった2か所はあったので、今の第3条の第7号ですか、そこにもともとあったものもあったかと思うのですけれども、それは必要なくて、第7号を入れるに至った議論の経過というのは何でしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時59分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時59分]

○秘書広報課長（越渡貴之君）

それではお答えいたします。

最初の一体型の条例案、こちらにつきましては、（7）として、市の公正な職務を妨げ、権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないことということで、議員も関係するような部分も記載されていたのですけれども、こちらを削除しまして、近隣の政治倫理条例、こちらのほうをちょっと検討した結果、新たな（7）の部分の条項も必要ではないかということで追加をさせていただきました。

○来栖丈治委員

近隣はどこの市町村ですか。確認したいと思います。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

具体的にはつくば市をちょっと参考にして追加させていただきました。

○来栖丈治委員

すみません。少しこの後に議員のいわゆる政治倫理条例をつくっていこうというような、調査特別委員会も設置しているので、やはりここの議論、すごく大事だと思うので、確認をさせてください。

あと、この第2条の第1項で、高潔性を明らかにするという表現があるのですけれども、辞書なんかで調べると、高潔性とは、たとえ誰も見ていなくとも正しいことをする、人柄が立派で私欲のために心を動かさないこととかと書いてあるのですけれども、この高潔性を明らかにするというようなことはどんなことなのかなということを確認したいと思います。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

先ほどおっしゃったとおり、高潔性とは、人柄が立派で利欲に心を動かさないことということになり

ます。そういうふうに努めていただくということになります。

○来栖丈治委員

なかなか具体的に自分が自ら行動するには非常に難しい表現だなというのがあるわけなのです。

第2項で、市民の責務というのがあるのです。道義的批判を受けるおそれのある寄附、その他の行為を行ってはならない。その他の行為というのはどういう行為ですか。

○市長公室長（横田 茂君）

条例の文言を読みますと、道義的批判を受けるおそれがある寄附、その他の行為。その他の行為の中には、この道義的批判を受ける一切の行為が含まれると解釈できるのではないかというふうに思っています。

要するに、道義的批判を受ける一切の行為は、この条文でやっぱりあまりよろしくないという規定の文言です。

○来栖丈治委員

これは我々、例えば市長等を規定するものではなくて、市民の責務の中で書いてあるので、なかなか市民に理解されるでしょうかね。そこをちょっと私は心配して聞いているわけなのですが。

○市長公室長（横田 茂君）

条例ですから、できれば限定列举というか、はっきりと文言を規定できればいい、それに越したことはありませんけれども、やはりこの道義とか、あるいは倫理とかというものは、明確そうで明確でないというような微妙なところでもありますので、なかなか「これは」というものを列举しづらいという状況だと思います。

大方、法律に違反するようなものは当然道義的に非難されるでありましょうし、仮に法律に違反していなかったとしても、道義的に非難されるものは、時代によっても違いますし、その地域によっても違うかもしれませんが、なかなかそこは規定しづらいということでこのような表現に、大方の市町村で取られているというふうに解釈しています。

○来栖丈治委員

なかなか難しいのかなと。市民にその責務として、それを理解してもらおうっていうのが、なかなか難しいんじゃないかなというのが感じたことです。

あと、私もこの第4回の12月にあった定例会で、議案に反対した経過から、いろいろな市町村の政治倫理条例、最近つくられたもの中心なのですが、調べたりもしてきましたけれども、まだまだ足りないとは思いますが、私は、第4条の後に、入っている市町村が多いものですから、第5条で、指定管理者の指定の禁止とか辞退とかそういうものを、今の時期なので入れる必要があるんじゃないかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

答弁いたします。こちらの条例案に関しましては、2月20日の総務委員会のほうで提出をさせていただいて、その中でもいろいろお話が出て、こういう形で提案に至ったわけでございます。

先ほど櫻井健一委員のほうからもお話あったとおり、いろいろ不足と感ずる部分とかあるかとは思いますが、今回はこれで提案をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何か。

○来栖丈治委員

すみません。もう一点、もう2つあるのですけれども、あと、近隣の市町村とかいろいろ調べていく

と、やはり社会福祉法人の役員の収入を、何ていうか社会福祉法人であったり学校法人であったりの、そのいわゆるそういうところの役員を、報酬を得て受けることを、就任しないように努めなければならないというようなくだりで入っている市町村があります。

併せて言うと、もう一点なのですけれども、市民税の納付、いわゆる市民税等ということで、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料とか後期高齢者医療保険料とか、そういうものの証明書なんかを、提出を求めているというようなところもあるので、そういったところについて加えるような考え方はお持ちか、お持ちでないか、確認したいと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時09分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして会議を再開いたします。 [午後 4時10分]

○秘書広報課長（越渡貴之君）

市長に関しましては、資産公開条例を設置してございます。

ただ、今、来栖委員がおっしゃったような部分に関しましては、現段階ではひとまずこの提案の形でお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何か質疑あれば。

○鈴木貞行委員

政治倫理審査会の設置の第5条第3項に、審査会の委員は市長が公正を期して委託するとあるのですが、市長が違反して調査請求ということになるのに、なんで審査会の委員を市長が委嘱するのかなと思ひまして。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

審査会の委員につきましては、弁護士などの専門職の方を考えているわけでございますが、市民の方も入る予定にはなっております。ただ、市長にあっても、そちらを任命する際には、こちらの倫理条例がございまして、倫理的に判断しながら任命されていくと考えております。

○鈴木貞行委員

これは、ほかもそのようになっているのですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

同様の内容になっているかなと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか、ございますか。

○設楽健夫委員

これ、審査会の設置は、市においては議員と政治倫理条例、市長等特別職の政治倫理条例が制定されたときに、審査会は各々に設置されるのですか。それとも、市においては1つなのですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

効率的には1つだとは思いますが、私がこの場で1つと決めるわけにもいきませんので、その辺のところは検討していくような形にはなるのかなと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

ほか、委員の皆様、聞いておきたいこと。なければ質疑は終結いたしますが。

○櫻井健一委員

今、設楽委員の関連なのですけれども、2つじゃなくて1つで、一緒でも審議してもよろしいというような解釈でいいのですかね。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

大変申し訳ありません。私がこの場で決めるわけにもいきませんので、いろいろ検討しながら決めていって行くような形になると思います。

○設楽健夫委員

市長等の審査会の委員は、5人以内として、地方自治の本市に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び18条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱するというのが市長のほうだよな。

この前、議員のほうも同じ内容で書かれていたんじゃないのかな、第5条の第3項、審査会には5人以内、で、地方自治の云々は全く一緒で、2年以内とするというふうに、同じ文面で書かれているから、市は審査会を1つ持つというふうに理解していいんじゃないんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

そのように条例案がなっているとすれば、それは議員のほうの政治倫理条例も可決されれば、政治倫理審査会は1つ、議員も共通という、そういう形になろうかと思えます。

なぜかといいますと、政治倫理審査会というのは市の附属機関でございますから、1つですね、政治倫理審査会という附属機関ができるわけですから、それを市長部局も議会としても両方所管していくという流れになろうかと思えます。

○櫻井繁行委員長

それでは、先ほどの課長の答弁の中で、その判断はできかねるということですが、執行部としては審査会については1つということで、認識でよろしいですね。

続けてください。

○市長公室長（横田 茂君）

議員のほうの政治倫理条例が、今、ただいま設楽委員がおっしゃったようなもので、さらにそれが可決されれば、文言は一緒ですから、そのような解釈になるだろうということでございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか、設楽委員よろしいですか。

○設楽健夫委員

ちょっと戻るのですけれども、先ほどの倫理基準の中で、第3条の第7項、市長のほうについては、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、特定の新聞、雑誌、もしくは機関誌の購読、またはパーティー券の購入を強要しないことというふうに市長のほうには書かれています。

議員の前回の条例の中にも、第7項は、市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するように働きかけをしないことということが、市長のほうでは消えているのですけれども、これは、この市の機関の公正な職務執行を妨げるというのは、これは、市長の直属機関であるというふうに理解していいのですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時19分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時20分]

○秘書広報課長（越渡貴之君）

旧（7）の市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限、または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと、こちらのほうを新しい条例については削除しているわけなのですが、こちらは、議員のほうから見た場合の項目という内容になるため、削除いたしまして、検討の結果、新たに（7）を追加したということになります。先ほど来栖委員のご質問にもお答えしたとおりとなりますので、ご理解をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○来栖丈治委員

ここ12月から3か月間たちました。

執行部というか担当課のほうでも、何点かよりよくしようと思って変えた部分が多分あるのだろうと思うのです。私自身も3か月間、いろんな条例案を、いろいろな自治体の条例を見て、先ほど言ったように、よりよいものをつくるのであれば、3条ぐらいを追加したほうがいいのではないかな。

時を同じくして、市長等の政治倫理条例案が今、提出されていて、議員も調査特別委員会をつくった上でつくっていかうとしているときなので、あまり相違のあるものは適切ではないというふうに私は思っているのです。

ですから、そういったことを踏まえて、次回のいわゆる議会までの継続審議でできないかということをお私、動議として提案したいと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時23分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時27分]

ただいま来栖委員のほうより、この議案第6号については継続審査をしていきたいというような討論、ございました。まずはこの継続審査ということに対して、賛否を取らせていただきたいというふうに思います。

この継続審査ということに賛同する諸君の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。

よって、この議案第6号につきましては継続審査ということで、この議案審査特別委員会におきましては決定をいたしました。

次に、議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

市長公室政策経営課から特に補足説明等はございませんか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について、ご説明をさせていただきます。

議案概要書48ページ、議案集では112ページになります。

本市かすみがうら市、石岡市、行方市、小美玉市、茨城町の4市1町で、住民が同一の料金で施設を相互に利用し、利便性の向上及び交流の促進を図るため、公の施設の広域利用に関し協議をするものでございます。

内容といたしましては、行方市からの申出によりまして、これまでの施設に、行方市玉造甲6517番地の榎本スポーツ交流センターの1施設を追加するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち、政策経営課が所管する部分について説明をさせていただきます。

議案集59ページ以降、議案概要書は24ページ以降となります。

まず、議案集64ページの第2表、繰越明許費でございます。

下から2つ目の(仮称)千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費1936万1000円、こちらの歳出の内容は、用地測量と地質調査の業務委託費でありまして、本来であれば令和5年度の当初予算に計上するところではありましたが、国のほうの令和4年度の補助金が前倒しで確保できるということになりまして、今回の補正予算での歳入歳出の計上に合わせ、繰越明許費を計上しまして、早々に事業及び業務を進め、早期完成を目指すというものでございます。

次の65ページ、第3表地方債補正をお願いいたします。

下から2つ目の過疎地域スクールバスの運行事業債3500万円につきましては、本市で令和4年度から新たに該当となります過疎債のソフト分を霞ヶ浦南小学校、北小学校、霞ヶ浦中学校のスクールバスの

経費に充当するものでございます。

これ以外の起債につきましては、実績に合わせまして減額調整をするものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。69ページをお願いいたします。69ページでございます。

一番上の2款地方譲与税の森林環境譲与税193万6000円と、次の11款地方交付税1億3970万4000円、一番下の枠、国庫支出金の1目総務費国庫補助金の右側の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5495万8000円につきましては、調定額、実績額により増額の補正をするものでございます。

次の70ページ中段の15款国庫支出金8目社会資本整備総合交付金の説明欄8003万8000円は、先ほどご説明いたしました第2表繰越明許費のスマートインターの測量及び地質調査費の特定財源となるものでございます。

次に、71ページ、下から2番目の枠、16款県支出金1目総務費県交付金、説明欄、茨城県過疎地域持続的発展支援交付金でございます。300万円を上限に、過疎地域の市町村に交付されるものでございます。

次、72ページ上の19款繰入金1目財政調整基金繰入金5億7798万4000円のマイナス、次の2目経済基金繰入金マイナスの3億円につきましては、これらの基金の取崩しを行わずに戻すというものでございます。

次の4目地域づくり基金繰入金につきましては、地方立地促進事業分がマイナスの1351万5000円と、ふるさと納税給付金の活用のマイナスの523万4000円を実績に合わせまして、取り崩さずに戻すというものでございます。

次の20款繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

1つ飛びまして、22款市債につきましては、先ほど説明いたしました第3表地方債補正のとおりでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。75ページをお願いいたします。

75ページ、2款総務費の一番上の枠、5目財産管理費の説明欄の中の一番下の24、森林環境譲与税基金積立金193万6000円は、歳入で説明いたしました森林環境譲与税の増額補正分でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

81ページ下から2番目の枠、8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁新設改良費の説明欄の0102、(仮称)千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費でございますが、こちらにも冒頭の第2表繰越明許費で説明いたしました路線及び用地測量930万6000円と地質調査1005万5000円で、国の令和4年度の交付金を前倒しで確保したものでございまして、令和5年度に繰り越しまして早々に実施するものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

12款公債費1目元金でございます。減債基金と一般財源の財源振替をしております。

次の2目利子につきましては、令和4年度借入分起債の利率の変更分でございます。400万円の減額をするものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先ほど、財務関係のほうについて、市債のほうについては財務というふうに言われたのですが、



実際は政策経営課のほうでの所管になりますよね。

それで、政策経営課のほうで出している予算の概要の10ページ、ここに、市債現在高の推移というふうに書かれていますけれども、令和5年度現在高も下に記載されていますけれども、ここに記載されていないこれから計上されてくる市債というのについて、ちょっと教えていただけますか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

設楽委員ご質問の10ページの表よりも、すみませんが、28ページの表をちょっとご覧いただきたいと思います。28ページ。

普通会計長期10か年の見通し、こちらのほうで説明させていただきます。

上の歳入の表の下から3つ目、市債。28ページの上の表が歳入となっております。こちらのほうに、下から3つ目で市債とございますが、こちらが令和4年度から令和13年度までの起債を予想しました歳入の額でございます。

この歳入に対しまして、下の歳出の表、上から3つ目、義務的経費の中に公債費、こちらがございます。こちら、元利償還金の合計額で、これも令和4年度から令和13年度までを想定しまして、支出額として今のところ見通しをしているものでございます。

○設楽健夫委員

これは、義務教育学校で今、進められている体育館がありますね、下稲吉中学校の。これはどこに入ってきますか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

お答えいたします。

令和4年度分の中に入っております。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

○設楽健夫委員

義務教育学校と、あと体育館の具体的な総額と、これからの普通会計の長期10か年、見通しの中にどういうふうに入っているのか、ちょっと説明して。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

分かる範囲で説明させていただきます。

令和4年度の中には、そのほかに複合交流施設の土地の取得分、新治広域の解体費等も含まれます。

申し訳ございません、金額につきましては、ちょっと今、細かい資料を持っていませんので、後日資料を提出いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、後日、今言われたところ、金額まで含めて政策経営課のほうで出せるものを出していただけるということで、設楽委員、よろしいですね。

そのほか、何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて、市長公室秘書広報課から特に補足説明等ございませんか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

それでは、令和4年度歳出補正予算、ご説明いたします。

議案集74ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費02秘書業務事業0202市長副市長業務秘書業務に要する経費244万7000円の減額となります。内訳ですが、上から、会計年度任用職員の報酬137万8000円と、その社会保険料26万9000円、こちらは、市長の運転手が昨年7月で退職し、後任として職員が配属になったため、未執行残金を減額するものです。

次に、市長交際費60万円、副市長交際費20万円、こちらにつきましては、市長交際費は支出基準による案件が少なかったことにより未執行残金が見込まれるため、減額するものです。副市長につきましては、支出予定がないため減額といたします。

続いて、03広報事業0301広報に要する経費131万5000円の減額となります。内訳ですが、上から2段目の広報編集業務委託につきましては、プロボーザル、こちらにて業者選定を行いました。落札率で言いますと94%になりましたので、差金の30万8000円のほうを減額するものです。

そのほか、委託といたしまして、ホームページ支援委託、運営支援委託、ホームページヘルプデスク業務委託、広報アプリ維持管理業務委託、メールマガジン保守維持管理業務委託、さらに、その下の使用料のシステム使用料につきましては、サーバーのクラウド化に伴い、昨年10月から業務を情報政策課へ所管替えしたことにより、未執行残金を減額する内容となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

広報誌のこと、確認させてください。

今、毎月、何部印刷して、一度、お知らせ版があると思うのですがけれども、お知らせ版じゃない部分は何ページ構成になっているか、確認したいです。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

発行部数につきましては、1万4000部となります。

ページ数につきましては、その月によって特集とかそういったもので多少差が出るものなので、一言では申し上げられません。

○来栖丈治委員

大体決まっていると思うのですよね。そうじゃないと予算組めないと思うので、20ページが基本で特集があるときに24ページだとか、そういうような表現で結構です。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

基本は20ページになります。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続きまして、市長公室情報政策課から特に補足説明等ございませんか。

○情報政策課長（稲生政次君）

議案集75ページ、議案概要書24ページをご覧くださいと思います。

議案集75ページで説明させていただきます。

中段になります7目情報管理費でございますけれども、183万6000円の減ということです。内訳としましては、イントラネット整備に要する経費83万6000円、内訳としましては、入札差金、契約差金になります。

その次の、基幹系電算システム管理に要する経費ですけれども、こちらは100万円の減となっております。こちらは、基幹系システムの端末の設定業務に係りまして、こちらを委託せずに職員が対応することによる減でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第17号に対する質疑が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。

[午後 4時47分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時53分]

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市長公室情報政策課から特に補足説明等ございませんか。

○情報政策課長（稲生政次君）

令和5年度の予算書から説明させていただきます。

予算書の17ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入について、15款国庫支出金国庫補助金総務費国庫補助金でございます。右側の説明欄のデジタル基盤改革支援補助金938万3000円でございます。こちらにつきましては、現在進めております基幹系システム、全国的に統一する標準システムのための補助金となっております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

事業概要説明書7ページをご覧くださいと思います。予算書は41ページからになります。

まず、情報環境管理運営事業です。事業の内訳としましては、イントラネット整備に要する経費、こちらについては、職員が日頃使います情報システムの経費となっております。電算ネットワークシステ

ム整備に要する経費でございますけれども、こちらについては、光の専用線に係る費用、それから、ネットワークの保守の費用となっております。

続きまして、基幹系電算システム管理に要する経費ですけれども、住民基本台帳を含めました基幹系システムに係る費用の経費となっております。

令和5年度の予算は、イントラネット整備に要する経費が令和4年度比2893万3000円の増となっております。主な内容としましては、新たなネットワーク整備に伴いまして、それに対する経費の増となっております。

電算ネットワークシステム整備に要する経費は、前年度比で2067万6000円のマイナスとなっておりますが、こちらは、本年度無線ネットワークの整備が終了したことによります減となっております。

続きまして、基幹系電算システム管理に要する経費ですけれども、710万9000円の増となっております。こちらにつきましては、新年度、先ほど歳入で説明しました標準システムに係ります経費の増となっております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

電子自治体推進事業でございますけれども、事業の内訳としまして、電子自治体推進に要する経費です。予算書は42ページに移ります。こちらは主にLGWANネットワーク整備に関する費用、それから、茨城県と共同で運用しております公共施設予約システム、電子申請システム等の負担金に要する経費となっております。

前年度に比べまして60万1000円の増となっておりますが、主な要因としましては、来年度、かすみがうら市の航空写真を共同で撮影する経費として計上しているための増となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて、市長公室秘書広報課から特に補足説明等ございませんか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

それでは、秘書広報課の令和5年度歳入歳出予算についてご説明いたします。

初めに、歳入ですが、予算書27ページをご覧ください。

こちら、21款諸収入5項7目1節雑入となります。説明欄、一番上から5段目、広報かすみがうら広告掲載料が予算額84万円、続いてその下、ホームページバナー広告掲載料が予算額36万円となりまして、こちら、いずれも前年同額の計上となります。

歳入については以上となります。

次に歳出となります。主な事業についてご説明いたします。

事業概要説明書の3ページをご覧ください。予算書は32ページ、33ページになります。

こちらは広報事業となります。

初めに、広報に要する経費といたしまして、予算額1161万5000円、前年度比較で293万2000円の減、率にしますと20%の減となります。理由といたしましては、委託事業の所管替えによるものです。

事業の概要ですが、初めに、①広報誌による市民への市政・地域情報の定期配信、こちらの項目で広報誌編集業務委託として295万6000円を計上いたしました。こちらは、広報誌の特集ページの政策、イベ

ントの取材といった内容となります。前年度比較で219万2000円の減、率にしますと43%の減となります。こちらの理由としましては、委託仕様の見直しをしたことによること、また、広報誌編集業務への委託の中から映像に関する部分を分割し別発注としたことによるものです。なお、映像は、土浦ケーブルテレビとの協定に基づき、ケーブルテレビで放映された映像を二次利用できるとして提供を受けるものでございます。そのほか、分割発注したものとして、プロモーション映像制作業務委託があります。

続いて、その下になります。②広報デジタルブックの配信の項目、こちらにつきましては、広報誌等の音声読上げ、自動翻訳アプリの利用料といたしまして49万5000円を計上いたしました。こちらは前年同額となります。

最後になります。③市ホームページ等による市政・地域情報の配信の項目ですが、こちらは新規事業を計上しております。

初めに、LINEアプリへの防災無線の放送内容を自動で発信することも可能となる仕組みとして、ホームページ管理システムLINE連携業務委託、次に、市の魅力を発信するための映像制作の費用として、先ほど申し上げましたプロモーション映像制作委託業務を計上してございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて、市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

議案第21号 令和5年度一般会計予算のうち、政策経営課が所管する部分について説明いたします。

歳入につきましては、主なものを予算書により説明させていただきます。

まず、予算書2ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から、次の3ページの10款地方特例交付金につきましては、国が示す地方財政計画に基づきまして、そのほか市の決算状況や経済情勢などを照らし合わせまして予算計上をいたしているものでございます。

これ以外の歳入について説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。

14ページの中段、11款地方交付税40億円、普通交付税となります。前年より1億5000万円、3.9%の増額を見込んでございます。内容につきましては、国においてこの交付税の原資となります所得税や法人税等の増収を見込んでおりまして、地方財政計画においても地方交付税の増額を見込んでいることや、令和4年度の交付決定額を勘案しまして計上したものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

15款国庫支出金2項5目土木費国庫補助金、説明欄のIC、インターチェンジアクセス道路補助金1220万円、スマートインターチェンジに接続します市道部分の設計に対するものでございます。補助率は2分の1となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

19款繰入金1項基金繰入金、前年度より1億1597万円の減額の9億2260万7000円を計上してございます。内容といたしましては、1目財政調整基金繰入金1億7993万7000円減額の3億9804万7000円、次、4目地域づくり基金繰入金2935万1000円増額の1億7526万円、備考欄、中小企業対策事業に600万円、企

業立地促進事業に9218万円、まちづくりファンド助成事業に100万8000円、ふるさと応援給付金活用に7607万2000円を充てるものでございます。6目地域振興基金繰入金6000万円、こちら、小学校管理運営事業の中のスクールバスの運営に充てるものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。

22款1項市債につきましては、9億3720万円減額の14億7110万円を計上してございます。減額の主な内容といたしましては、複合交流拠点施設の整備用地の購入費や旧新治広域事務組合の解体事業の完了によるものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。こちらも主なものについてご説明をいたします。

まず、事業概要書4ページをお願いいたします。予算書は40ページ、41ページでございます。

企画調整に要する経費でございます。前年度より682万7000円減額の1384万6000円となります。減額の主な理由といたしましては、通学定期券購入費助成金を令和4年度をもちまして終了としたことによるものでございます。

令和5年度の主な歳出といたしましては、説明書中段の主たる事業概要の②自転車駐輪場の賃貸賃借料事業120万円を計上するものでございます。内容といたしましては、自転車を活用したまちづくりといたしまして、日常的な自転車の利用を促進するために、新たに自宅から通勤や通学のために自転車駐輪場に定期利用料を支払っている方を対象に、1か月当たり1000円を上限として利用料の2分の1を助成する事業でございます。自転車をより多く利用することで、交通渋滞の緩和や利用者の健康増進に寄与するものでございます。

次の③つちうらM a a S推進協議会負担金事業1000万円でございます。まず、M a a Sという言葉につきましては、モビリティ・アズ・ア・サービスの頭文字を取ったものでございます。これまで関東鉄道株式会社と土浦市が中心であった協議会に本市も新たに加入いたしまして、観光客の周遊促進や市民の交通手段の確保、地域の活性化を目的に、未来技術を活用しまして、誰もが移動しやすい社会を目指すため、実証実験を行うものでございます。内容につきましては、公共交通機関を補足する新たな輸送サービスとして通院や買物、地域での活動、路線バスへの乗継ぎなど、近距離移動を得意とするグリーンスローモビリティやA Iバスでの実証実験等を実施していくものでございます。

ページ下の指標の中、事務事業成果指標、自転車駐輪場助成件数でございますが、1年間での入替えも想定しまして、助成実件数として120件としたものでございます。

次に、説明書5ページをお願いいたします。予算書は95ページになります。

(仮称)千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費2803万円になります。令和4年9月から新規事業の採択を受けまして、令和5年度はE T C料金所から県道接続までの市道部分の詳細設計と、ネクスコ東日本と共同で実施いたします雨水排水関係の測量と地質調査を実施するものでございます。

ページ下の指標でございますが、令和4年度からの繰越明許費であります測量と地質調査を含めまして、事業進捗率100%を目指していくものでございます。

次に、説明書6ページ、予算書では97ページをお願いいたします。

公共交通対策に要する経費5352万7000円でございます。市地域公共交通会議負担金5323万6000円が主なものでございまして、主たる事業概要でございますが、①の千代田神立ラインの運行、②の霞ヶ浦広域バスの運行、④タクシー利用助成事業、⑤の運転免許証自主返納支援事業につきましては、令和4年度と同様の事業内容となっております。

飛びまして、③のデマンド型乗合タクシーの運行につきましては、施政方針とその質疑におきまして市長から答弁もありましたように、運行体系を見直しております。変更の内容につきましては、一部乗降箇所での地区越え運行を行うもので、千代田地区では千代田庁舎、千代田ショッピングモール、神立病院、霞ヶ浦地区ではあじさい館、霞ヶ浦庁舎、ウエルネスプラザに乘継ぎ不要での運行となるものでございます。このほか、ベイシア玉造店を霞ヶ浦地区の乗降所に追加するものでございます。このほか、現行の1乗車600円を300円に値下げを行いまして、利用者の増加を図っていくものでございます。

ページ下の指標につきましては、コロナ禍からの回復を期待しまして、毎年増加傾向といたしました。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません、予算書40ページのところで、定期券の補助がなくなったということなのですが、これは子育て支援なんかそういうところでは役に立っていたと思うのですが、そのような部署との継続の審議などはされたのでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

定期券の助成事業につきましては、始まりが移住定住促進、そういう考えで始めました。ですが、委員おっしゃるとおり、最終的には子育て支援の様子も非常に大きくなってございます。

それで、今回の予算では、この助成事業をやめましたが、保育所の未満児の第2子の無料化ですとか、自転車の購入補助金ですとか、子育て支援をもうちょっと若い世代の子育てということでシフトした経過でございます。

○櫻井健一委員

支援途中で打ち切られたようなご家庭もございますことを察するのですが、シフトしたことは分かるのですが、もうちょっとそういったところで便利に使えているところがあるということも考慮して、もうちょっと何か考えていただくようなことを要望します。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ということでお含みおきをいただきたいと思います。

そのほか、何かございますか。

○久松公生委員

今の櫻井健一委員の質問とちょっと被ってしまうのですが、今、助成金の話、出ました。中止になったという声で、今年も使いたいという市民の人、そして、今年から使いたいという市民の人に対して、お手紙が来て中止になったという報告があって、どうしたのというふうにかんがりの人が驚いたと思います。

そこで、その中止になった経緯みたいなものがもしあれば教えていただきたいのですが。

○櫻井繁行委員長

今年というのは、令和5年度ということによろしいですね。

○久松公生委員

すみません、令和4年度の打ち切った理由を。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

先ほどの櫻井健一委員の答弁と重複するかもしれませんが、予算を組む中で、執行部の中でももちろんもみまして、その中で、より若い世代への子育て支援が大事じゃないかということになりました。それ

はやっぱり移住定住も絡めまして、子どもが生まれるときですとか、子どもが学校に入るときですとか、そういう時点のときに、うちの市はいいのだということを分かってもらうべきじゃないかということで、保育料の無料化ですとか、中学生の自転車の補助金、前倒しといいますか、高校生とか大学生の補助も非常に有効なことだと思いますが、それを若い世代にしたという経過でございます。

○久松公生委員

分かりました。

櫻井健一委員と同じ意見にはなってしまうのですが、やはり高校生、大学生、私ももちろん子育て経験がありまして、非常にお金がかかる年代ですので、そういったこともかすみがうら市はそういう支援もあるのだよということで、そういうことも含めてもう一度考え直して、違う支援でもいいので、何かそういうのがあればかすみがうら市の魅力の一つになるのかと思います。そういうことを考えていただけるよう、重ねて要望いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、櫻井健一委員同様、要望ということでお含みおきをいただきたいと思います。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

今の要望にも関わりますけれども、やはり高校生の世代に対する支援が非常に冷たい。今言った定期券の問題もそうですけれども、あと、霞ヶ浦地区のほうでいうと、18歳の高校生に対する支援が、あれほど要望が出ているにもかかわらず何ら対策が取られない。この点については、何らかのやはり手を打っていく必要があるというふうに思いますけれども、毎日毎日のことですから、定期券も一緒ですけれども。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

委員おっしゃるとおりに、本市では高校生、大学生にそういう支援をしているのは、確かに定期券のみだったと私も思っております。それをなくしたことによりまして、その世代への支援金がない状態ですので、どんなものが有効なのか、令和5年度では対応しきれていませんが、今後そういうのは研究していく必要があるとは感じております。

○設楽健夫委員

乗合タクシー、地区越えて霞ヶ浦大橋を渡るということが今、話されましたけれども、この乗合タクシーも協同病院につながらない、これに対する何らかの手当といいますか、あるいはこれからの対策というのはあるのですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

協同病院への公共交通につきましては、千代田神立ラインと広域バス、そちらのほうが行っている状態でございます。それと、先ほど説明で申し上げましたが、試験的ではございますが、AIバス、こちららも旧出島地区と土浦地区の行政界をまたいで、今、実証実験をしたいという考えで土浦市と協議をするつもりでおりますので、期間限定でございますが、試験的ではございますが、やろうという考えで進めております。

○設楽健夫委員

予算書の40ページにある、つちうらMa a S推進協議会。これ、具体的にはどういうことが準備されているのですか。どういう、ちょっとプランがあれば。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

プランですが、新年度といいますか新たな年度に、土浦市と関東鉄道がメインとなってやっている協



議会に入りますので、その中でもんでいくこととなりますが、本市のほうの考えといたしましては、グリーンスローモビリティ、ゆっくり、軽自動車ぐらいの大きさに6人とか乗れる、20キロぐらいしか出ない小型の、超小型のバス、それを土浦市とうちの稲吉地区を巡回して、ゆっくりでもいい交通手段の実証実験等を行っていきます。

○櫻井繁行委員長

概要書の4ページ出してもらったほうが早いかなと思うのですよね。タブレットのほうで出していたら。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

そういうグリーンスローモビリティ、あとは、仮想バス停を想定しまして、AIでバスが回るAIバス、そのバスのロケーションシステム等、そういうものなどをやっていきたいという考えでございます。

○設楽健夫委員

これ、バス路線も、このことを含めて全体を俯瞰しながらもう一度やっぱり見直していきませんか、これ、金額として幾らですか、1000万円出して、こちらのほうとしては、やはり求めるものがありますから、全体ちょっと見直しながら進めていく必要があるんじゃないですか。じゃないと、これ、ただ1000万円出しますけれども、全く無駄になるということがないようによろしくお願いしますね。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

こちら、実証実験でのデータを基に公共交通の在り方、考えていきたいと思えます。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

○来栖丈治委員

公共交通です。

先ほど、ベシアで乗降できるというか降りるというか、それは乗合タクシーのことなのでしょうか。ちょっとそこのところ、確認させてください。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

乗合タクシーのことでございます。

○来栖丈治委員

そうしますと、陸運局の許可がそれで下りたということで理解してよろしいでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

おっしゃるとおり、許可は下りてございます。

○来栖丈治委員

ということは、市町村、どういう許可というか、積み上がっていったのか分からないですけれども、許可が下りる、隣接の市町村で許可が下りるということは、協同病院にも行けるということとは違いませんか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

協同病院につきましては、路線バス等もございますので、そういうところで調整がうまくいかないという結果だと思っております。

○来栖丈治委員

ベシアのところも霞ヶ浦広域バスが通っていますよね。それで許可が下りているのであれば、協同病院の乗入れも可能じゃないかなと思って言っているわけなのですが。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。

協同病院につきましては、特に神立駅から協同病院までのタクシーの利用客が多いということでありまして、タクシー会社としても運営に、非常にそこが売上げがあるということで、そういう公共交通もありますので、許可が下りないというところでございます。

○来栖丈治委員

そうしますと、行方のタクシー会社は反対することはできなかったと思うのですが、いわゆるかすみがうら市の中の協議は整ったので、陸運局で許可を下したということによろしいですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

おっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員

議案概要書の4ページで説明ありました、自転車駐輪場の件なのですが、これちょっと、説明ちょっと聞きこぼしたところがあると思うので確認させてください。この駐輪場は、市内プラス市外というか神立駅周辺は、神立という地名の駐輪場もあると思うのですが、あとは駅前のところの多分、土浦市、神立だと思うのですが、市内でも市外でも関係なく駐輪場であればいいということによろしいのでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

市内外、それは問わないです。神立駅でも高浜駅でも石岡駅でも、自宅から通勤、通学で駐輪場を借りればいいということにする予定です。

○久松公生委員

それが上限120件といたしますか、そういうことでいいですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

そのトータルは委員おっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員

それでこの、多分こうなってくるといろんな人が利用してくれる可能性あると思うのですが、早めの通知といいますかお知らせがあると思うのですが、どういったことを考えていますでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

この議案が通らないとまだ決定でございませぬので、24日の議会で承認をいただければ、最初の広報誌にも載せるつもりで、今、作業を進めております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時26分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時26分]

それでは質疑を終結いたします。

以上をもって議案第21号に対する質疑が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、ここで執行部の方々は退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

[午後 5時27分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時28分]

以上で、本委員会に付託をされました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長である私のほうに一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉 会 午後 5時29分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 繁行